

概要版

かがやくあさひ

第2次男女共同参画基本計画



一人ひとりが尊重され、
誰もが自分らしく
生きられるまち

令和4年(2022)3月
朝日町

男女共同参画とは



「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことを言います。(男女共同参画社会基本法第2条より)



計画の趣旨



令和4年(2022)3月に「かがやくあさひ 男女共同参画基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に実現するため、「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」を策定します。

計画の期間



令和4(2022)年度～令和13(2031)年度までの10年間

SDGs と朝日町の取組について



SDGsとは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年(2030)までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画では、各施策において以下の関連する目標の実現を目指していきます。
(「計画の体系」において「基本目標」の各「施策の方向」ごとにアイコンがついています。)



目標 1

貧困をなくそう



目標 3

すべての人に健康と福祉を



目標 4

質の高い教育をみんなに



目標 5

ジェンダー平等を実現しよう



目標 8

働きがいも経済成長も



目標 10

人や国の不平等をなくそう



目標 11

住み続けられるまちづくりを



目標 16

平和と公正をすべての人に



目標 17

パートナーシップで目標を達成しよう

■ 計画の基本理念



一人ひとりが尊重され、 誰もが自分らしく生きられるまち

本町は、平成24年(2012)3月に策定した「かがやくあさひ 男女共同参画基本計画」において「一人ひとりが尊重され、男女がともに思いやり、自分らしく生きられるまち」を基本理念として計画を推進してきました。これまでの基本的な考え方を継承するとともに、あらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが性別に関係なく、誰もが尊重され、多様な生き方を実現できる社会をめざし、基本理念を「一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生きられるまち」として設定します。

■ 計画の基本目標



基本目標	施策の方向	具体的施策	事業名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(1) 男性の育児・介護参画の支援	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業・介護休業制度の取得に向けた啓発 男性の育児・介護参画の促進
		(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 多様な保育サービスの提供 子どもの居場所づくりの推進 地域ぐるみの子育て環境整備の推進 ファミリー・サポート・センターへの委託事業 福祉医療費助成
		(3) 介護を支援する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 介護に関する理解促進 介護者支援の充実
		(4) 事業所などに対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発 町における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の推進
	2. 政策・方針等決定過程への男女共同参画の推進	(1) 審議会等への女性の登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員登用の拡大
		(2) 町における管理職への女性の積極的登用	<ul style="list-style-type: none"> 管理職への登用 人材育成等の推進
	3. 雇用等における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）	(1) 就労の場における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> 労働環境の整備 女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援 多様な働き方の推進 女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定の啓発 女性活躍推進法における市町村推進計画の策定及び推進
		(2) 女性の再就職・起業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性の再就職支援 女性の起業支援
		(3) 職場におけるハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none"> 多様なハラスメントの防止対策の推進 町における多様なハラスメントの防止対策の推進
	4. 地域活動・社会活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進 男女共同参画の実現をめざした町民活動への支援 女性リーダーの育成に向けた町内外研修の実施
		(2) 多様な人々の視点による防災・減災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災体制への男女共同参画の推進 多様な人々の視点による防災・減災活動

誰もが自分らしく生きられるまち

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業名	
II 男女共同参画の推進	5. 男女共同参画に関する理解の促進 4 男女共同参画の推進 5 ジェンダー平等の推進 10 人権の保障の推進 17 パートナリシップの推進	(1) 男女共同参画に関する広報、啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙、ホームページ等による周知・啓発 ● 男女共同参画意識推進事業による啓発 ● 人権講演会の開催 ● 男女共同参画意識調査の実施 	
	6. 男女共同参画に向けた教育の推進 4 男女共同参画の推進 5 ジェンダー平等の推進 10 人権の保障の推進 17 パートナリシップの推進	(1) 学校等における男女共同参画に向けた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● あさひ園、学校等における男女共同参画に向けた教育の推進 ● 男女共同参画の視点に立った進路指導 ● 男女共同参画の視点に立った情報教育の推進 ● 人権に関する教育 ● 教職員等を対象とした研修の充実 	
		(2) 生涯を通じた学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の推進 	
	III 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7. あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画） 3 安全な生活環境の確保 4 男女共同参画の推進 5 ジェンダー平等の推進 10 人権の保障の推進 16 安全な生活環境の確保 17 パートナリシップの推進	(1) DV・ハラスメント・児童虐待等の防止・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 朝日町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の策定 ● 広報紙、パンフレット等による啓発 ● 関係機関との連携強化 ● 人権に関する教育（再掲） ● 児童虐待の未然防止の推進
			(2) 安心して相談できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口の周知 ● 相談体制の充実
			(3) 被害者等の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者等の支援に向けた関係機関との連携
8. 生涯を通じた健康支援 3 安全な生活環境の確保 5 ジェンダー平等の推進 10 人権の保障の推進 17 パートナリシップの推進		(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病予防や重症化対策の推進 ● スポーツの振興・普及 	
		(2) 性と生殖に関する健康支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健対策の充実 ● 不育治療費の補助 ● 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する学習機会の提供 ● 性感染症対策や性教育の推進 	
		9. 複合的に困難を抱える人への支援 1 安全な生活環境の確保 4 男女共同参画の推進 5 ジェンダー平等の推進 8 高齢者の生活支援 10 人権の保障の推進 17 パートナリシップの推進	(1) 自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に対する支援 ● 特別な支援を必要とする子どもたちに対する支援 ● 障がいのある方に対する支援 ● 生活困窮者に対する支援 ● ひとり親家庭に対する支援
(2) 多様な主体が能力を発揮できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● ダイバーシティ社会の推進 ● パートナリシップ制度の導入 			

基本目標 I

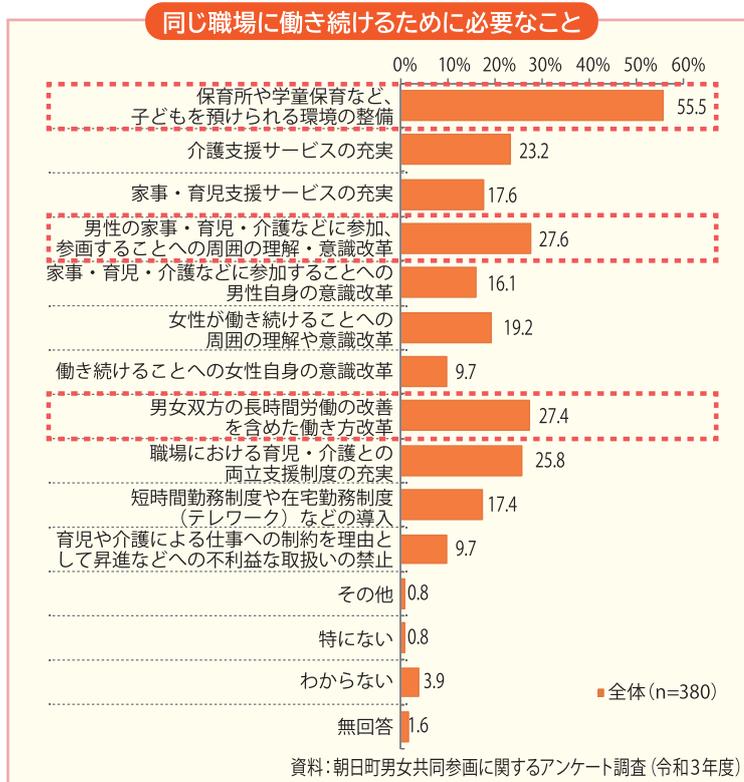
誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり



朝日町の現状

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて必要なこと

アンケート調査結果によると、男女が離職せず「同じ職場に働き続けるために必要なこと」については、家庭・社会・職場において、「保育所や学童保育など、子どもを預けられる環境の整備」などの子育て支援の充実に加えて、「男性の家事・育児・介護などに参加、参画することへの周囲の理解・意識改革」「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」など当事者だけでなく職場や家族、友人など、周囲の理解が求められています。



主な具体的施策事業

男性の育児・介護参画の促進

従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の普及を図るとともに、男女共同参画を推進する関係団体と連携し、参画のための学習機会を提供します。

女性委員登用の拡大

朝日町まちづくり条例に基づき、審議会等への女性の参画をめざします。また、女性が参画しやすい環境づくりに努めます。さらに、女性委員の登用率を年1回調査します。

女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援

労働局等の関係機関と連携して女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。

地域防災体制への男女共同参画の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点を反映させます。また、消防団及び自主防災組織への女性参加を促進します。



基本目標Ⅱ

男女共同参画に向けた意識改革の推進

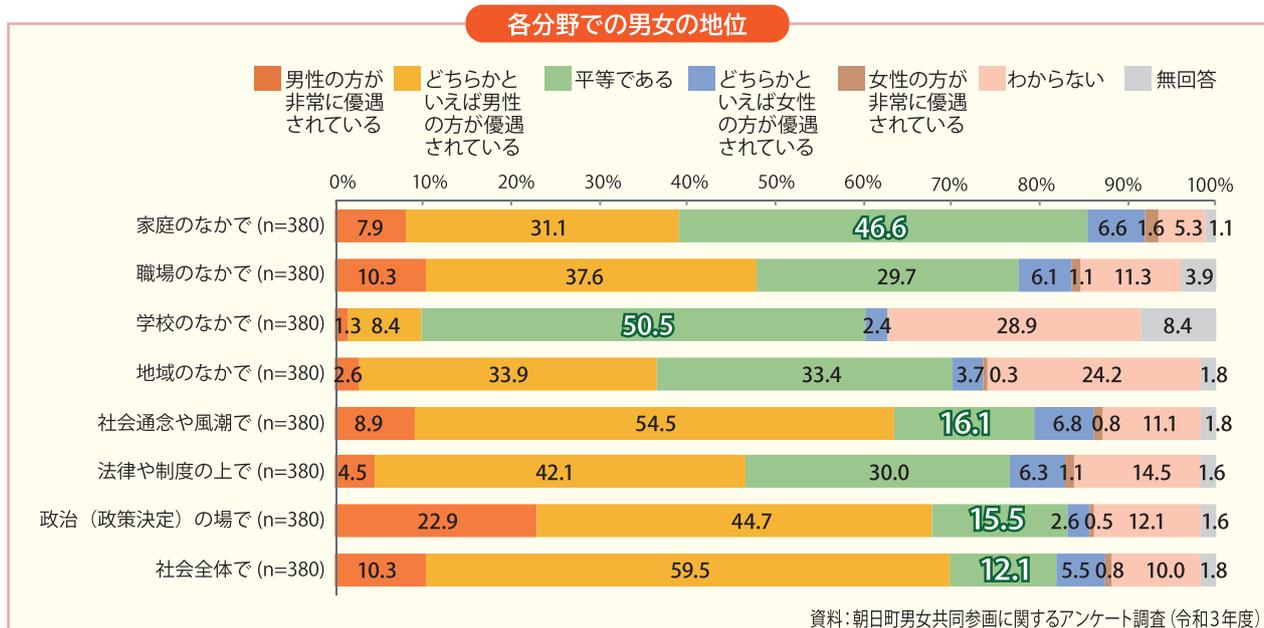


朝日町の現状

固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見について

アンケート調査結果によると、「各分野での男女の地位」については、「平等である」との認識は、「学校のなかで」が50.5%、「家庭のなかで」が46.6%と多く、一方で「社会通念や風潮で」「政治(政策決定)の場で」「社会全体で」では10%台にとどまっています。

長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)が依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現には、多くの課題を残していることがうかがえます。



主な具体的施策事業

男女共同参画意識推進事業による啓発

男女共同参画を推進する関係団体との連携により、講演会、映画祭、親子料理教室等を開催し、男女共同参画についての啓発を行います。

あさひ園、学校等における男女共同参画に向けた教育の推進

園、学校、家庭及び地域における男女の相互協力や男女の対等な社会参画、多様な性的指向・性自認について理解促進を図るとともに、人権意識が高い思いやりのある園児、児童生徒を育成します。また、園児、児童生徒、一人ひとりもつ個性や能力を発揮できる教育を推進します。



基本目標Ⅲ

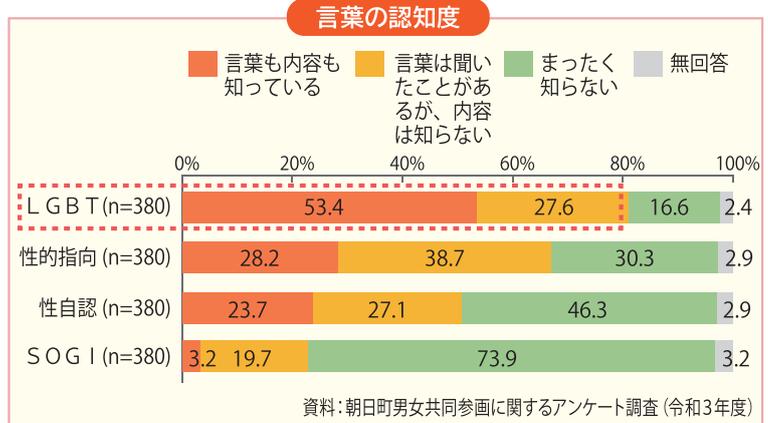
誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現



朝日町の現状

性の多様性の理解について

アンケート調査結果によると、性の多様性の「言葉の認知度」については、LGBTという言葉の「言葉も内容も知っている」「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせると80%を超えて認知度は高まっていますが、一方で「言葉も内容も知っている」は53.4%にとどまっていることから、理解度を高めていく必要があります。



主な具体的施策事業

相談体制の充実

DV防止法により被害者に対して各種の保護を行う中心的な役割を担うとされている配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所等の関係機関との連携強化を図り相談体制の充実を図ります。

母子保健対策の充実

安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談等サービスの充実を図ります。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。

ダイバーシティ社会の推進

性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成を図ります。

相談窓口

【男女共同参画に関すること】	朝日町役場 企画情報課	☎ 059-377-5663
	朝日町役場 広報・町史編さん課（令和4年4月～）	☎ 059-377-5195
【性の多様性に関すること】	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」（みえにじいる相談）	☎ 059-233-1134
【DVに関すること】	朝日町役場 子育て健康課	☎ 059-377-5652
	三重県配偶者暴力相談支援センター	☎ 059-231-5600
	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」	☎ 059-233-1133
	みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」	☎ 059-253-4115
	三重県北勢福祉事務所	☎ 059-352-0557
【児童虐待に関すること】	朝日町役場 子育て健康課	☎ 059-377-5652
	三重県北勢児童相談所	☎ 059-347-2030
【職場における男女の均等な待遇・各種ハラスメントに関すること】	三重労働局雇用環境・均等室	☎ 059-226-2318
【福祉・人権に関すること】	朝日町役場 保険福祉課	☎ 059-377-5659
【被害者等の支援に関すること】	朝日町役場 総務課	☎ 059-377-5651
	みえ犯罪被害者総合支援センター	☎ 059-221-7830

【発行】朝日町 企画情報課
【住所】〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地

【TEL】059-377-5663
【FAX】059-377-4543

計画書及びアンケート調査結果の詳細は、朝日町HPをご覧ください